

## 加盟学会推薦論文投稿規程

### 第1条 推薦者

加盟学会の代表と学会誌編集委員長とする。推薦者は JJM 編集委員会が作成した「加盟学会受賞論文推薦書」を使用して投稿申込をする。

### 第2条 学会推薦論文

加盟学会の学会誌に掲載され、尚且つ年度優秀論文に選ばれた日本語論文の英訳とする。  
著者は正当な範囲内においてその論文に修正又は増減を加えることができる。

### 第3条 推薦論文の枠

加盟学会は年に1本（最新の優秀論文）を推薦することができる。

### 第4条 著作権

加盟学会は当該日本語論文の著作権を有する場合、その英訳された論文の著作権を経営関連学会協議会に譲渡する。

当該日本語論文は第三者に出版されている場合、加盟学会は英訳論文を推薦する際、当該第三者から翻訳出版許諾を得た書類を提出しなければならない。提出できなければ、受理しない。

加盟学会は当該日本語論文の著作権を有しない場合、推薦できない。

### 第5条 英訳と署名

著者が当該日本語論文を自ら英訳する場合、署名（ローマ字）は日本語論文と一致しなければならない。

訳者が当該日本語論文を英訳する場合、署名することもできる。例えば、著者名の後ろに、(Translated by OOOO OOOO) を表記する。訳者は署名するかどうかは著者と協議して決める。当該英訳論文が推薦された際、署名問題はすでに解決済みでなければならない。受理後に署名権に絡む問題を生じる場合、原稿を不受理とする。

### 第6条 査読

学会推薦論文の査読は当該学会から選出された査読委員が行う。明らかな瑕疵がなければ、原則として *Journal of Japanese Management* に掲載する。掲載順位は査読結果が掲載可となった順とする。査読の結果は推薦者に通知する。

学会推薦論文の査読者に謝礼を支払わない。

英文の正確性について、著者・訳者が責任を持つ。

### 第7条 校正

校正は、1回のみとし、著者・訳者が校正を行う。校正時の原稿改訂は原則として認めない。

### 第8条 掲載料

学会推薦論文に対し、掲載料を徴収しない。

### 第9条 投稿方法

加盟学会は「加盟学会受賞論文推薦書」を経営関連学会協議会へ郵送し、英文論文の原稿（ワードバージョン）を電子メールの添付ファイルで投稿専用のメールアドレスに投稿する。

### 第10条 投稿規程の改定

本投稿規程の改正は、編集委員会の議決を経なければならない。

### 附則

本投稿規程は2016年6月5日から施行される。